

平成24年3月16日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時2分 開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝		
副	町	長	山	王竹夫		
教	育	長	穴	田實		
教	育	次	長	福本英夫		
総	務	課	長	寺尾隆之		
富	来	支	所	長	平野敏一	
企	画	財	政	課	長	新田辰巳
情	報	推	進	課	長	飯田幸雄

税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	吉 村 收 市
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
学校 教育 課 長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 町長提出 議案第1号ないし第42号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 町長提出 議案第43号
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 4 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続
審査の件

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日 程 第 1 . 諸 般 の 報 告

櫻井 俊一議長 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 . 町長提出 議案第 1 号～第 4 2 号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

櫻井 俊一議長 次に町長提出 議案第 1 号「平成 2 3 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）」、ないし議案第 4 2 号「平成 2 4 年度志賀町立富来病院事業会計予算について」を一括して議題といたします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 南 政夫 君。

南 政夫総務常任委員長 総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました、議案 9 件について、1 2 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 1 号「平成 2 3 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）について」は、歳入では、市町村たばこ税や富来中学校整備事業における国庫補助金、土地売払収入などを増額する一方で、海岸漂着物の清掃費委託金や漁業振興特別基金繰入金などを減額、歳出では、各事業の確定及び精算に伴う事業費の減額や減債基金の積み増しが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、障害者自立支援給付費負担金及び石川県海岸漂着物地域対策推進事業委託金の減額理由や、基金の利率等に係る質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第 7 号「平成 2 3 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、事業の精算見込みに伴う一般会計繰入金の減額、新規加入に対する施設整備費の増額などが主な補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、ケーブルテレビ加入者数の質問がなされ、担当

課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第13号「志賀町職員定数条例の一部を改正する条例について」は、平成17年9月の合併時に制定された職員数を見直すとともに、新たに監査委員事務部局の職員定数を定めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、合併後の職員数の推移について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第14号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」は、昨年4月から1年間、町長、副町長、教育長の給料月額削減を行っていましたが、町長については、平成24年度においても10パーセントの給料月額の削減を実施するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号「志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、障害者自立支援法等の一部改正に伴い、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の関係規定の整備を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「志賀町税条例の一部を改正する条例について」は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部が改正されたことに伴う所要の改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、原子力災害に伴う軽減措置等についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第17号「志賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」は、地域主権一括法の施行により、国等に対する寄付等の制限が撤廃されたことに伴い、国を行政財産使用料の減免対象とするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、当条例により減免が想定される施設についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第18号「志賀町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条

例の一部を改正する条例について」は、地域主権一括法の施行により、国等に対する寄付等の制限が撤廃されたことに伴い、国を普通財産及び物品の譲与又は減額譲渡、無償貸付け又は減額貸付けの対象とするものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、当条例による該当施設の現状についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第27号「工事請負契約の締結について」は、平成23年度公共下水道事業管路工事（千鳥ヶ浜雨水幹線工区）であり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

また、付託案件ではありませんが、委員会所管の各担当課の平成23年度事業で専決予定の事業について、それぞれ担当課長より説明がありましたので、申し添えいたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 教育民生常任委員長 堂下 健一 君。

堂下健一教育常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件14件について、13日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第1号「平成23年度一般会計補正予算（第5号）」につきましては、民生費で国民健康保険特別会計繰出金を増額する一方で、保育所運営経費を減額、衛生費及び消防費で、郡市広域圏事務組合負担金を減額、教育費では富来中学校整備事業費の増額、スポーツ振興基金の増額など、事業費の確定、及び精算見込みに伴う補正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審議に際し委員からは、海岸漂着物回収事業について引き続き県支出金の確保と事業の継続についての要望がありましたので、併せて申し添えいたします。

次に、議案第2号「平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入で療養給付交付金及び一般会計繰入金が増額と、歳出で平成22年度医療費確定による国庫返還金の増額を主とするものとの

説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第5号「平成23年度介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、平成24年介護報酬改定に伴う事務処理システムの改修費の増額などによる歳入歳出予算の増額を主とするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「平成23年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）」については、事業の精算見込みに伴う補正を主とするもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号「平成23年度志賀町立富来病院事業特別会計補正予算（第2号）」については、一般会計からの繰入金のうち基礎年金拠出金経費分について、資本的収入から収益的収入に振り替え、また、修学資金対象者の退職に伴い、貸付の返還金を新たに計上するもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、修学資金について他の病院より有利な条件を設定することにより、人材確保に有効な制度となるよう検討すべきとの意見がありました。

次に、議案第10号「志賀町暴力団排除条例について」は、平成23年8月に施行された石川県暴力団排除条例を背景に、町の社会経済活動の健全な発展に寄与することが目的であること及び町の事務分担、青少年への教育等についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号「志賀町病院事業剰余金の処分等に関する条例について」は、地域主権一括法の施行により、地方公営企業の経営の自由度を高める観点から、地方公営企業法が改正されたことを受けて、病院事業における利益及び資本剰余金の処分と欠損処理に関する基準を条例で定めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いて」は、国民健康保険事業において施設整備補助金等を受けるにあたり、病院及び診療所について条例中に国民健康保険の直診施設としての設置規定が必要なため所要の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号「志賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料の額を改定するためのものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「志賀町立公民館条例の一部を改正する条例について」は、公民館主事の任期について志賀地域と富来地域の相違を統一するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号「志賀町立図書館条例の一部を改正する条例について」は、地域主権一括法の施行による図書館法の一部改正に伴い、町が設置する図書館に置かれる図書館協議会の委員の任命基準を追加するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「志賀町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、富来野球場の改修に伴い、富来野球場及び志賀町野球場において、従来無料としていたスコアボード及び放送設備について使用料金を定めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号ないし議案第29号は、健康福祉課所管のはまなす会に指定管理している志賀町デイサービスセンター及び併設するショートステイについて、平成24年3月31日で指定期間が満了することに伴い、新たに従前の管理者を指定するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決しました。

また、今定例会の付託案件ではありませんが、委員会の冒頭に、改修工事が完了した町立図書館を視察してまいりましたので、併せてご報告いたしま

す。

町民の皆さんには、さらに図書館の利用をお願いしたいと思います。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 産業建設常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明産業建設常任委員長 産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件9件について14日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

議案第1号「平成23年度一般会計補正予算（第4号）」につきましては、各事業費の確定、精算見込みに伴う補正が主なものであり、商工費では、ロケ映画興行に伴う負担金、地域振興拠点施設基金積立金を増額、工業団地工場誘致奨励金を減額、農林水産業費では、県営ほ場整備事業負担金を増額する一方で、漁業振興助成金を減額、土木費では、除雪作業委託料、県河川改修事業負担金、都市計画図作成事業を増額する一方で、道路河川災害復旧事業工事請負費を減額するものが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

審議に際し委員からは、水産振興事業の減額、県営ほ場整備事業の現状、地域振興拠点施設基金積立金の補正理由などについての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第3号「農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第4号「地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）」については、いずれも事業の精算見込みに伴い、各事業の委託料などを減額補正するものと説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、施設管理委託料の減額及び汚泥量についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けましたので、申し添えいたします。

次に、議案第8号「水道事業会計補正予算（第2号）」については、収益的収支においては、収入では、営業収益の決算見込みによる給水収益及び営業外収益の受託工事収益の増額を見込み、支出では、営業外費用で受託工事費及び決算見込みによる消費税額の増額補正を見込むとしており、また、資

本的収支においては、施設の耐震診断の結果に基づき耐震補強工事費の財源調整が今後必要となったことから、今年度の工事を見送ることとしたため、減額補正を行い、また、今後は耐震補強工事实施計画を策定し、計画的に工事を実施していく旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは「施設の経過年数と機器設備の更新」及び「高料金対策補助」についての質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けましたので申し添えいたします。

次に、議案第11号「志賀町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について」は、地域主権一括法の施行による地方公営企業法の改正に伴い、利益及び資本剰余金の処分と欠損に関する基準をそれぞれ条例で定めるもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第21号「志賀町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例について」は、農業委員会の選挙による委員の定数を20人から15人に改正するもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「志賀町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について」は、地域主権一括法の施行による土地改良法の改正に伴い、条項引用部分に所要の改正を行うもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、地域主権一括法の施行による公営住宅法の改正を受け、単身入居者の入居資格基準について所要の改正を行うもので、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号「志賀町道路線の認定について」は、現地確認を行った結果、認定要件に適合していることから、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

その他の件としまして、県営ほ場整備事業費の更なる追加による専決補正及び事業年次計画について、担当課長から説明を受けましたので、申し添えいたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 予算特別委員長 田中 正文 君。

田中 正文予算特別委員長 予算特別委員長報告をいたします。

定例会において、町長から提出されました平成24年度の一般会計ほか11会計の各予算について審査を行うため、去る7日に予算特別委員会が設置されました。

当委員会では、8日及び9日の2日間にわたり、町長はじめ関係職員の出席を求めて委員会を開催し、付託されました12会計予算の全般について、審査をいたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細は省略させていただき、審査結果を報告いたします。

平成24年度志賀町一般会計予算につきましては、対前年度比2.4パーセントの予算総額124億9千万円となっており、特別会計と水道事業及び富来病院事業会計を合わせた12会計の予算総額は、対前年度比4.5パーセント増の234億7千万円余りとなっております。

審査の結果、議案第31号ないし第42号の各会計予算については、いずれも全会一致をもって、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決した次第であります。

なお、執行部におかれては、委員会での審査の過程において、各委員から出された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託に応えられるよう、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望するものであります。

地方を取り巻く環境は、未だに非常に厳しい状況にあり、当町においても、原子力関連施設の固定資産税の減少、また、震災の影響や景気の低迷等により法人町民税が減少する中で、下水道事業をはじめとする各特別会計への繰出金、公債費負担、各種公共施設等の管理運営費など財政負担により一層厳しさを増すものと予想されております。

更には、進展する少子・高齢化に対応した介護・福祉等の事業や、各種子育て支援策の更なる充実、保育施設・小学校の再編整備をはじめとする教育環境の整備、産業振興・雇用対策、更には東日本大震災を教訓とした災害に

強い町づくりなど早急な対応が求められる行政課題も山積いたしております。

執行部はじめ、職員ひとり一人が、これまでの体制等にとらわれることなく、効率的かつ効果的な予算執行を念頭におき、住民福祉の向上に鋭意努力されんことを要望いたしまして、予算特別委員長報告とさせていただきます。

櫻井 俊一議長 委員長の報告を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これから、町長提出 議案第1号「平成23年度志賀町一般会計補正予算(第4号)について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、町長提出 議案第2号「平成23年度志賀町国民健康保険特別会

計補正予算（第2号）について」、ないし議案第9号「平成23年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）について」を、一括して採決します。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第10号「志賀町暴力団排除条例について」ないし、議案第26号「志賀町体育施設条例の一部を改正する条例について」を、一括して採決します。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第27号「工事請負契約の締結について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 15名）

櫻井 俊一議長 起立全員。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、町長提出 議案第28号「志賀町デイサービスセンターの指定管

理者の指定について」ないし、議案第30号「志賀町道路線の認定について」を、一括して採決します。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第31号「平成24年度志賀町一般会計予算について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第32号「平成24年度志賀町国民健康保険特別会計予算について」、ないし第42号「平成24年度志賀町立富来病院事業会計予算について」を、一括して採決します。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。

以上の各案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の各案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3. 町長提出 議案第43号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

櫻井 俊一議長 続いて、本日、町長から提出のありました議案第43号「財産の貸付けについて」に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 去る3月1日に提出いたしました案件に追加して、本日提案することをお認めいただきました案件につきまして御説明いたします。

議案第43号、財産の貸付けについては、いこいの村能登半島の土地、建物及び附属施設を株式会社いこいの村能登半島に貸し付けするにあたり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本定例会の追加案件についての説明を終わらせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何とぞ適切な御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

これより、本案に対する質疑を許します。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託)

櫻井 俊一議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、本案に対する討論に入ります。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の 閉会中継続審査の件

櫻井 俊一議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

(小泉町長、挙手)

櫻井 俊一議長 小泉町長が発言を求めておりますので、これを許します。

小泉 勝町長 発言の機会をいただきましたことを、心から感謝を申し上げたいと思います。

3月1日に開会いたしました平成24年第1回志賀町議会定例会が閉会するにあたり、議員の皆様方に御礼を申し上げます。

今議会では、一般会計のほか特別会計及び企業会計を合わせて、12会

計の平成24年度当初予算を御審議いただきました。その他、平成23年度の補正予算、条例の制定並びに一部改正、指定管理に関する案件など43議案を上程させていただきましたが、議員各位には慎重審議の上に、円滑にすべての案件を可決いただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

また、会期中に議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえて町政に反映させながら、将来にわたって安心して暮らせる住みよい町づくりを推進していきたいと考えております。

今後とも議員各位の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、平成24年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

このたびは、本当にありがとうございます。

(閉 議 ・ 閉 会)

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成24年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時40分 閉会)

議 長 報 告

1. 議長報告第3号

例月出納検査の結果について

(平成24年2月24日実施分)

2. 議長報告第4号

入札結果報告について

(平成24年3月8日 2件)

3. 議長報告第5号

財政援助団体監査の結果について

4. 議長報告第6号

閉会中継続審査について

- ①議会運営委員会委員長
- ②総務常任委員会委員長
- ③教育民生常任委員会委員長
- ④産業建設常任委員会委員長

5. 議長報告第7号

委員会審査報告

- ①予算特別委員会委員長
- ②総務常任委員会委員長
- ③教育民生常任委員会委員長
- ④産業建設常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 櫻井 俊一

志賀町議会議員 越後 敏明

志賀町議会議員 田中 正文